

量の見込みの算出結果に関する課題・問題点

3号認定（0－2歳）のうち、「0歳児」の量の見込みが高く、2号認定（3－5歳）のうち、「幼稚園利用の想定以外」の量の見込みが低い傾向にあり、年齢区分間でのすり合わせが課題

⇒（1）3号認定（0－2歳）のうち、「0歳児」の量の見込みについて、作業手引きで示されている代替方法により、0歳児を持つ保護者の育児休業取得を勘案し、下方修正を検討。

⇒（2）2号認定（3－5歳）のうち、「幼稚園利用の想定以外」量の見込みについて、3号認定（0－2歳）ニーズとのバランスを考慮した上方修正を検討。

（1）3号認定のうち、「0歳児」の量の見込みについて

①3号認定のうち、「0歳児」の量の見込みについては、育児休暇中の保護者が、いつ育児休暇を終えて仕事に復帰するか、によって見込み量が変わってくる。

②国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」によると、『基本指針案第三の三の1』等を踏まえ・・・0歳と1・2歳の「量の見込み」を調整することも考えられる。」と記載されている。

③その調整補法については、例えば、現在保育所等を利用している0歳児の保護者のうち、「希望する保育所に入るため、現場復帰の時期を早めた」と回答したものの割合を、量の見込みから差し引くこと、が示されている。

「基本指針案第三の三の1 産後の休業及び育児休業後における特定教育
保育施設又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保に関する事項」より抜粋

市町村は小学校就学前子どもの保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、利用希望把握調査の結果を踏まえて特定した教育・保育の量の見込みを基に、計画的に特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の整備を行うこと。

特に、現在、零歳児の子どもの保護者が、保育所などへの入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則一歳到達児）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるように環境を整えることが重要である。

(2) 2号認定(3-5歳)のうち、「幼稚園利用の想定以外」の量の見込みについて

① 2号認定(3-5歳)のうち、「幼稚園利用の想定以外」の量の見込みについて、3号認定(0-2歳)の量の見込み等を考慮すると、低いニーズ量となっている可能性がある。

② 3号認定(0-2歳)の量の見込み、2号認定(3-5歳)のうち「幼稚園利用の想定」の量の見込み等を考慮し、3号認定(0-2歳)の量の見込みとバランスのとれた量の見込みへの補正を検証する必要がある。